

東日本大震災による番号不明被災自動車の処理について(案)

東日本大震災によって被災した自動車であって、車台番号及び登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できないもの(以下「番号不明被災自動車」という。)については、再資源化預託金等の預託の有無を確認することができないため、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第9条第2項の規定の趣旨に則れば、番号不明被災自動車を使用済自動車として引取業者が引取を行う際、引取を求めた者は改めて再資源化預託金等を預託するよう求められることとなる。

しかし、実際には番号不明被災自動車の大多数には再資源化預託金等が預託されていると考えられることから、本財団は、番号不明被災自動車の再資源化等の迅速化及び引取を求めた者の過度な負担の防止、並びに被災地の早期の復興を目的として、特定再資源化預託金等を充てる等の下記の措置を資金管理業務諮問委員会の審議に付したうえで実施する。

記

1. 資金管理法人(本財団資金管理センター)は、法第92条第1項に規定する資金管理業務として資金管理料金を原資に番号不明被災自動車の再資源化預託金等を預託する。
2. 資金管理法人(本財団資金管理センター)は、東日本大震災の措置に要する費用は資金管理料金設定時には想定していなかったものであることから、法第98条第1項の規定に基づき、当該再資源化預託金等相当額及び本措置に係る資金管理業務に要する費用に特定再資源化預託金等を充てる。
3. 番号不明被災自動車については、引き取るべき自動車製造業者等を確認することができないことから、指定再資源化機関(本財団再資源化支援部)は、法第106条第2号の規定に基づき、番号不明被災自動車の再資源化等に必要な行為を実施する。
4. 上記1及び3は、平成23年度において早急に実施する。なお、上記2の資金管理法人において必要となる特定再資源化預託金等の金額については、資金管理業務諮問委員会の審議に付し、理事会の議決を得る。

以上